第５章

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

## 　必須事業

### 　理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

ポスターやパンフレットなどを通じて、岐阜市発の白杖ＳＯＳシグナルのシンボルマークを含む障がい者に関するマークやヘルプマークに対する正しい理解とともに、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について啓発を図っています。また、障がい者関係団体と連携し、障害者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解の促進に努めています。引き続き、広報活動やイベント等の実施に努めます。

### 　自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人の交流などを推進する障がい者関係団体に対し、団体の運営に係る補助を実施しています。必要に応じて、団体と協議し、事業に係る補助の実施を検討します。

### 　相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、障害者生活支援センターを設置するとともに、障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助を専門性のある相談支援事業所に委託するほか、岐阜市障害者総合支援協議会により、地域の関係機関と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター業務を行う組織を障がい福祉課に設置するとともに、上記の委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置することにより、機能の強化を図ります。障害者相談支援事業に加え、他の相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを実施します。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

### 　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的や精神に障がいのある単身世帯の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

#### ①　第５期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

##### 　成年後見制度利用支援事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 3 | 2 | 4 | 1 | 5 | 1 |

#### ②　見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的や精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することにより、今後は徐々に増加すると見込みます。

##### 　成年後見制度利用支援事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用者数（人／年） | 3 | 4 | 5 |

### 　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

### 　意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

#### ①　第５期計画と実績

手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、おおむね横ばいで推移していますが、要約筆記者派遣回数は計画を下回って推移しています。

##### 　意思疎通支援事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話通訳者派遣回数（回／年） | 312 | 360 | 348 | 361 | 387 | 324 |
| 要約筆記者派遣回数（回／年） | 115 | 95 | 139 | 81 | 169 | 75 |
| 手話通訳者設置か所（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

##### 　意思疎通支援事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 手話通訳者派遣回数（回／年） | 340 | 360 | 360 |
| 要約筆記者派遣回数（回／年） | 90 | 100 | 100 |
| 手話通訳者設置か所（か所） | 1 | 1 | 1 |

#### ③　見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、見込量は確保できると考えます。

### 　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚に障がいのある人などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う事業です。岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

### 　手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。なお、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

#### ①　第５期計画と実績

手話奉仕員養成研修は計画どおりですが、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修は計画を下回って推移しています。

##### 　手話奉仕員養成研修事業等の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話奉仕員養成研修（人／年） | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 36 |
| 手話通訳者養成研修（人／年） | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 9 |
| 要約筆記者養成研修（人／年） | 30 | 12 | 30 |  6 | 30 | 6 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの事業実績等を踏まえつつ、引き続き、啓発イベントにおいて手話教室や要約筆記教室を開催するなど、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修への参加促進に努めることにより、次のとおり見込みます。

##### 　手話奉仕員養成研修事業等の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 手話奉仕員養成研修（人／年） | 40  | 40  | 40  |
| 手話通訳者養成研修（人／年） | 20 | 20 | 20 |
| 要約筆記者養成研修（人／年） | 30 | 30 | 30 |

### 　日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の６種類の日常生活用具を給付する事業です。必要に応じて、対象品目の拡大を検討しています。

#### ①　第５期計画と実績

いずれも、おおむね計画どおりに推移しています。

##### 　日常生活用具給付等事業の第５期計画と実績　　　　　　　　　　　　（件／年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 49 | 37 | 22 | 39 | 31 |
| 自立生活支援用具 | 88 | 48 | 91 | 95 | 95 | 95 |
| 在宅療養等支援用具 | 132 | 134 | 132 | 114 | 132 | 124 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 103 | 100 | 108 | 119 | 115 | 110 |
| 排泄管理支援用具 | 10,823 | 10,637 | 11,082 | 10,652 | 11,347 | 10,680 |
| 居宅生活動作補助用具 | 12 | 4 | 13 | 8 | 14 | 10 |

#### ②　見込量

いずれも、平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、おおむね横ばいで推移すると見込みます。

##### 　日常生活用具給付等事業の見込量 （件／年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 35 | 35 |
| 自立生活支援用具 | 95 | 95 | 95 |
| 在宅療養等支援用具 | 130 | 130 | 130 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 110 | 110 | 110 |
| 排泄管理支援用具 | 10,700 | 10,800 | 10,900 |
| 居宅生活動作補助用具 | 10 | 10 | 10 |

###  移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等に参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

#### ①　第５期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、やや減少しており、計画を下回って推移しています。

##### 　移動支援事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数 （人／年） | 307 | 256 | 310 | 236 | 313 | 236 |
| 利用延時間数（時間／年） | 28,369 | 26,736 | 28,945 | 23,502 | 29,532 | 20,142 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績ではやや減少していますが、今後、障がい者の社会参加の促進を図ることにより、次のとおり見込みます。

###### 　移動支援事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用者数 （人／年） | 282 | 282 | 282 |
| 利用延時間数（時間／年） | 24,067 | 24,067 | 24,067 |

#### ③　見込量の確保策

既存の登録移動支援提供事業所（令和２年４月１日現在45カ所）に加え、今後も新規事業者の参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

###  地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

#### ①　第５期計画と実績

利用者数は、やや増加していますが、計画を下回って推移しています。

###### 　地域活動支援センター事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 事業所数（か所） | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| 利用者数（人／年） | 718 | 641 | 725 | 668 | 731 | 681 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

###### 　地域活動支援センター事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 事業所数（か所） | 7 | 7 | 7 |
| 利用者数（人／年） | 694 | 707 | 720 |

#### ③　見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

###  障害児等療育支援事業

在宅の障がいのある児童に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がいのある児童が通う保育所や障害児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、必要な支援を行います。

###  広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

精神に障がいのある人が自立した日常生活や社会生活をおくるために必要な広域調整会議の開催等を行う事業です。必要に応じて、関係市町村等と協議します。

## 　任意事業

### 　訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

#### ①　第５期計画と実績

利用者数は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

###### 　訪問入浴サービス事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 73 | 55 | 85 | 52 | 98 | 52 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

###### 　訪問入浴サービス事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用者数（人／年） | 54 | 55 | 57 |

#### ③　見込量の確保策

既存の登録訪問入浴サービス事業所（令和２年４月１日現在７カ所）により、見込量は確保できると考えます。

### 　日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。平成26年度より医療的ケアの必要な重度の障がいのある人を対象とした加算を創設しました。

#### ①　第５期計画と実績

利用者数は、ほぼ横ばいで、計画を下回って推移しています。

###### 　日中一時支援事業の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 132 | 89 | 135 | 100 | 137 | 100 |

#### ②　見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少が見られますが、医療的ケアの必要な重度の障がいのある人のニーズもあり、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

###### 　日中一時支援事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用者数（人／年） | 102 | 104 | 106 |

#### ③　見込量の確保策

既存の登録日中一時支援事業所（令和２年４月１日現在24カ所）により、見込量は確保できると考えます。

### 　福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

#### ①　第５期計画と実績

福祉ホーム事業は実施していませんでしたが、県外施設の利用実績が若干数ありました。

#### ②　見込量

福祉ホーム事業を開始する事業所があるため、次のとおり見込みます。

###### 　福祉ホーム事業の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 利用者数（人／年） | 5 | 10 | 10 |

### 　盲人ホーム

盲人ホームは、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚に障がいのある人に対し、必要な技術の指導を行うものです。

#### ①　第５期計画と実績

盲人ホームとして白杖園を設置しています。

#### ②　見込量

盲人ホームは既存施設を維持します。

### 　社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

○障がい者芸術祭

12月3日から９日までの障害者週間にあわせ、障がいのある人の芸術活動に関する発表の場を提供するとともに、障がいのある人と市民の交流を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための機会を提供するものです。

○広報ぎふ点字版等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音声訳により、岐阜市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供するものです。

○自動車改造費助成

身体に障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

#### ①　第５期計画と実績

広報ぎふの発行部数、自動車改造費助成ともに、計画どおりに推移しています。

###### 　社会参加支援の第５期計画と実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 広報ぎふ点字版発行（部／年） | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 |
| 広報ぎふ録音版発行（部／年） | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 |
| 自動車改造費助成（人／年） | 12 | 13 | 12 | 13 | 12 | 12 |

#### ②　見込量

平成30年度から令和２年度までの利用実績等を踏まえ、広報ぎふの発行部数、自動車改造費助成は、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

###### 　社会参加支援の見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 広報ぎふ点字版発行（部／年） | 4,320 | 4,320 | 4,320 |
| 広報ぎふ録音版発行（部／年） | 1,560 | 1,560 | 1,560 |
| 自動車改造費助成（人／年） | 13 | 13 | 13 |

### 　障害者虐待防止対策支援

障がいのある人への虐待を未然に防止し、早期発見と迅速な対応を図る障がい者虐待防止センター機能を備えるため、引き続き、専門職員を配置します。

### 　その他の日常生活支援

このほか、引き続き、以下の事業を実施します。

○福祉電話の貸与

電話回線の設置が困難な聴覚に障がいある人や外出困難な身体に障がいのある人に対し、外部とのコミュニケーションや緊急連絡手段を確保するものです。

○緊急通報装置の貸与

家庭における急病や事故に備え、ひとり暮らしの障がいのある人の自宅に緊急通報装置を設置し、ペンダントや通報装置の非常ボタンを押すことにより、消防署につながり救急車や協力員が駆けつけるものです。

○人体感知センサーの貸与

利用者が日常生活している動きを感知しやすい場所にセンサーを設置し、常時電話回線で監視センターへ感知情報を送信することにより、安否確認を行うものです。

○愛の一声運動

愛の一声運動推進員が障がいのある人の自宅を訪問し、一声かけることにより安否確認を行うものです。

### 　巡回支援専門員整備（就学前巡回相談事業）

発達障がいや発達の遅れのある児童が入所する保育所（園）や認定こども園、幼稚園等に、巡回相談員を派遣し、児童やその保護者、保育者の困り感の低減、解消を図るため、保育参観や面談を通じて、保育の方向性や具体的な支援方法などの相談を行う事業です。引き続き、巡回相談員を派遣し、保育の質の向上など、支援体制の整備に努めます。